

立春とはいえ、厳しい寒さが続いております。

さて、今回のご要望につきましては、保健所から本市の取組状況等に関する報告を受け、各項目について次のとおり回答いたします。

要望一について

国からの通知はもちろん、各種研修会等に参加し最新の情報を収集しており、また、本市主催で実際に診療されている医師やシックハウス症候群対策に取り組んでいる建築関係者、有識者等外部講師を招き、市民及び職員対象の研修会を開催しております。

要望二、三について

シックハウス症候群等を未然に防止し、市民の健康で快適な居住空間の確保を図るため、平成十二年十一月に建築、相談、検査等の所管部署及び学校等、市の関係各課により「熊本市シックハウス症候群等対策連絡会議」を設置し、シックハウス症候群等に関する情報の共有化をはじめ公共施設の空気環境測定及び低減化対策の検討を行い、改善等を実施しております。

また、市施設における受動喫煙防止対策指針を策定し、市の施設内においては全面禁煙の方向で改善に努めるとともに、少なくとも空間分煙は確保されるよう具体的対策を講じることとし、現在、市の各施設において指針に基づき実施計画を策定しているところです。

要望四について

公共の建築・土木工事については、関係各課と連携し、全般に化学物質の使用を必要最低限にするよう取り組んでおります。

要望五について

生活保護については、関係部局からの連絡を受け、所管課において生活保護法による申請相談に応じ、本人から申請の意志があり申請書の提出があれば、調査を行つたうえで保護の要否を判定いたします。

要望六について

公共施設については、全てについて健康で快適な室内空気環境を確保するよう啓発等行っているところですが、個別の事例については、その都度対応することになります。

要望七について

アレルギー疾患に関する問い合わせに対しては、アレルギー標準医療機関の紹介を行つており、また、化学物質過敏症やシックハウス症候群に関しては、医師会会報を通して行政の動きや診断・治療に対する研究についての情報提供を行つております。

要望八、九について

市民への啓発については、パンフレットの作成、ラジオ等メディアを利用了広報、いつでも・どこでも・だれにでもをスローガンにした出前教室を開催し、市民の学習支援を行つております。

また、住まいの衛生について相談を受け付け、希望に応じて自宅を訪問し機器を用いた測定等を行い、住まい方等について助言する「住まいの健 康快適度診断」を実施しております。

今後とも、熊本市政へのご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、横田様はじめ貴団体の益々のご発展を祈念いたします。

平成十六年二月十九日

特定非営利活動法人

化学物質過敏症支援センター

理事長 横田 克巳 様

熊本市长

幸山政文